

徳島県規則第三十一号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表に次のように加える。

未来創生文化部	こども未来局
---------	--------

第五条第二項の表未来創生文化部の項を次のように改める。

未来創生文化部	未来創生政策課 文化・未来創造課	ダイバーシティ推進課 文化資源活用課	男女参画・人権課 スポーツ振興課
	こども未来局	こどもまんなか政策課 こども家庭支援課	

第五条第二項の表保健福祉部の項中「国保・自立支援課」を「国保・地域共生課」に、「ワクチン・入院調整課 薬務課」を「薬務課」に改め、同表農林水産部の項中「農林水産政策課」を「農林水産政策課 みどり戦略推進課」に、「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改める。

第七条の表グリーン社会推進課の項中「水素グリッド推進室」を「脱炭素推進室」に改め、同表次世代育成・青少年課の項及びもうかるブランド推進課の項を削る。

第十八条第二項の表中グリーン社会統括監の項を削り、大学・産業創生統括監の項の次に次のように加える。

文化・スポーツ 交流統括監	未来創生文化部	上司の命を受け、文化又はスポーツを通じた交流に関する事項を統括整理する。
------------------	---------	--------------------------------------

第十八条第二項の表感染症・疾病予防統括監の項の次に次のように加える。

産業振興統括監	商工労働観光部	上司の命を受け、産業の振興に関する事項を統括整理する。
みどり戦略推進 統括監	農林水産部	上司の命を受け、みどりの食料システム戦略に関する事項を統括整理する。

第十八条第二項の表交通交流統括監の項を次のように改める。

--	--	--

県土強靱化統括 監	県土整備部	上司の命を受け、県土強靱化に関する事項を統括整理する。
--------------	-------	-----------------------------

第十八条第二項の表県政広報幹の項の次に次のように加える。

地域医療推進幹	医療政策課	上司の命を受け、地域医療行政の推進に関する事務を処理する。
---------	-------	-------------------------------

第十八条第二項の表海外戦略調整幹の項の次に次のように加える。

魅力発信幹	観光政策課	上司の命を受け、県の観光事業における情報の発信に関する事務を処理する。
-------	-------	-------------------------------------

第十八条第二項の表地域共生担当室長の項を次のように改める。

国保運営担当室長	国保・地域共生課	上司の命を受け、国民健康保険の運営及び医療費の適正化に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
----------	----------	--

第十八条第二項の表広域観光担当室長の項及び道路企画担当室長の項を削り、同表まちづくり・事前復興担当室長の項の項名を「盛土防災・事前復興担当室長」に改め、同項中「受け、」の下に「盛土防災並びに」を加え、「計画、整備、開発及び」を削り、同表鉄道活性化担当室長の項及び災害医療幹の項を削り、同条第三項の表中「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改める。

第三十三条第一項の表未来創生文化部の項を削り、同表に次のように加える。

未来創生文化部 未来局	徳島県中央こども女性相談センター	徳島市昭和町五丁目 徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
----------------	------------------	--

第三十四条第一項中「部に」を「部及び局に」に改め、同項の表未来創生文化部の項を次のように改める。

未来創生文化部	徳島県文化の森振興センター	徳島県文化の森総合公園文化施設の運営を総合的に推進するため	徳島市八万町
---------	---------------	-------------------------------	--------

第三十四条第一項の表に次のように加える。

未来創生文化部 こども	徳島県立徳島学院	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条及び児童	鳴門市大麻町
----------------	----------	--------------------------------	--------

第三十八条第一項中「、徳島県立徳島学院」を削り、「鳥居記念館」の下に「、徳島県立徳島学院」を加える。

第三十九条第一項の表副所長の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 徳島県文化の森振興センター

三 徳島県中央こども女性相談センター

別表第一地方創生局の項の次に次のように加える。

こども未来局

一 こども及びこどものある家庭の支援並びに次世代の育成に関する施策の総合的な推進に関すること。

別表第二とくしまゼロ作戦課の事前復興室の項第十八号中「徳島県立南部防災館」を「徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館」に改め、同表グリーン社会推進課の項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、同表グリーン社会推進課の水素グリッド推進室の項の項名を「脱炭素推進室」に改め、同項第二十号中「水素エネルギー」を「自然エネルギー」に改め、同号を同項第十七号とし、同項に次の二号を加える。

十八 自然エネルギー協議会に関すること。

十九 自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。

別表第二総合政策課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 科学技術の振興に関すること。

別表第二万博推進課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十二号とし、第十八号から第二十号までを五号ずつ繰り上げ、同表とくしまぐらし応援課の学び・働き創造室の項中第五号を第七号とし、同表とくしまぐらし応援課の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。

三 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。

別表第二人事課の項第七号中「行財政システムの改善」を「行政改革」に改め、同表未来創生政策課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 未来創生文化部（こども未来局を除く。）の庶務事務の処理に関すること。

別表第二中次世代育成・青少年課の項を削り、スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

こどもまんなか政策課	こども家庭支援課
一 少子化対策の企画及び調整に関すること。 二 児童福祉に関すること（保育及び子育て支援に係るものに限る。）。 三 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の施行に関すること。 四 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉（保育及び子育て支援に係るものに限る。）に係るものに限る。）。 五 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 六 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関すること。 八 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関すること。 九 徳島県子どもはぐくみ条例（平成二十五年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。 十 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金に関すること。 十一 こども未来局の庶務事務の処理に関すること。	一 児童福祉に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二 児童委員に関すること。 三 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉（他課の分掌に属するものを除く。）、母子福祉、父子福祉及び寡婦福祉に係るものに限る。）。 四 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の施行に関すること。 五 母子福祉、父子福祉及び寡婦福祉に関すること。 六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関すること。 七 青少年対策の企画及び調整に関すること。 八 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）の施行に関すること。 九 徳島県青少年健全育成審議会に関すること。 十 徳島県こども女性相談センターの庶務事務（女性支援に係るものを除く。）及び徳島県立徳島学院の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。 十一 徳島県青少年センターに関すること。

六号を第三号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第四号とし、第十一号から第十六号までを六号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十一号とし、第十九号から第二十一号までを七号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、同表国保・自立支援課の項を次のように改める。

国保・地域 共生課	- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の施行に関すること。 - 二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 - 三 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関すること。 - 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の施行に関すること（法人検査課の分掌に属するものを除く。）。 - 五 社会福祉法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 - 六 生活福祉資金貸付事業の補助に関すること。 - 七 民間社会福祉事業の育成指導に関すること。 - 八 社会福祉に関する統計及び調査に関すること。 - 九 民生委員に関すること。 - 十 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五百十五号）の施行に関すること。 - 十一 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五百五号）の施行に関すること。 - 十二 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の施行に関すること。 - 十三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五百五号）の施行に関すること。 - 十四 徳島県国民健康保険財政安定化基金及び徳島県後期高齢者医療財政安定化基金に関すること。 - 十五 国民健康保険審査会、徳島県国民健康保険運営協議会及び後期高齢者医療審査会に関すること。 - 十六 徳島県立総合福祉センター及び徳島県厚生寮に関すること。
--------------	--

別表第二健康づくり課の項第一号中「（昭和四十年法律第四百十一号）の施行」を「の規定による未熟児に対する養育医療給付等」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表感染症対策課の項に次の一号を加える。

四 新型コロナウイルス感染症に係る医療及び療養の調整に関すること。
別表第二ワクチン・入院調整課の項を削り、同表企業支援課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表新未来産業課の項

中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。
十五 産業の情報化に関すること。

別表第二新未来産業課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 伝統工芸産業の振興に関すること。

別表第二観光政策課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表農林水産政策課の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 農林水産部（農山漁村振興課、生産基盤課及び森林整備課を除く。）の庶務事務の処理に関すること。

別表第二農林水産政策課の項の次に次のように加える。

みどり戦略 推進課	
一	みどりの食料システム戦略の推進に関すること。
二	環境保全型農業直接支払制度に関すること。
三	農産物の安全性の確保に関する施策の推進に関すること。
四	農薬及び肥料に関すること。
五	植物防疫（森林に係るものを除く。）に関すること。
六	園芸の振興に関すること。
七	園芸農産物に関すること。
八	特用農産物に関すること。
九	食育の推進に係る企画及び調整に関すること。
十	卸売市場に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
十一	主要農産物に関すること。
十二	水田農業構造改革対策の企画及び推進に関すること。
十三	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（消費者くらし安全局安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。
十四	稲、麦及び大豆の原原種の生産並びに原種の生産及び配布に関すること。
十五	農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関すること。

別表第二もうかるブランド推進課の項を次のように改める。

もうかるブ ランド推進 課	
一	農林水産物の流通に係る企画及び調整に関すること。
二	農林水産物のブランド化に関すること。
三	農林水産業に関する新事業の創出に関すること。
四	農林水産物の紹介宣伝に関すること。
五	農林水産物の販路拡張に関すること。
六	地域資源の活用に関すること。

- 七 農商工連携の推進に関すること。
- 八 農林物資の規格化に関すること。

別表第二水産振興課の項第四号中「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表漁業調整課の項を次のように改める。

漁業管理調整課	- 一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関すること。 - 二 水産資源の保護及び水産増養殖に関すること（うなぎ養殖業に関するものに限る。）。 - 三 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関すること。 - 四 漁船に関すること。 - 五 漁船保険に関すること。 - 六 徳島海区漁業調整委員会及び徳島県内水面漁場管理委員会に関すること。
---------	---

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十六号を第三十七号とし、第十八号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表住宅課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 応急仮設住宅の建設及び借上げに関すること。

別表第二営繕課の項第四号を削る。

別表第六徳島県こども女性相談センターの項を削り、同表徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の項中「要保護女子」の下に「（売春防止法第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。徳島県こども女性相談センターの項において同じ。）」を加え、同表中徳島県立徳島学院の項を削り、鳥居記念館の項の次に次のように加える。

徳島県こども女性相談センター	- 一 児童の福祉に関する市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務に関すること。 - 二 児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に関すること。 - 三 児童及びその家庭に対する必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定並びにこれらに付随した指導に関すること。 - 四 児童の一時保護に関すること。 - 五 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。 - 六 要保護女子及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
----------------	---

	護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下この項において同じ。）に関する各般の相談に關すること。 七 要保護女子及びその家庭に対する必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随した指導に關すること。 八 被害者に対する医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導に關すること。 九 要保護女子及び被害者の一時保護に關すること。 十 被害者の自立支援に關すること。 十一 要保護女子の收容保護及びその退所の決定に關すること。 十二 徳島県立婦人保護施設しらぎく寮に係る予算及び物品に關すること（徳島県中央子ども女性相談センターに限る。）。 十三 その他特に命ぜられたこと。
徳島県立徳島学院	一 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと。

別表第六徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十四号とし、第十八号を削る。

別表第八中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、第三十一号の前に次の一号を加える。

三十	徳島県青少年健全育成審議会	未来創生文化部子ども未来局子ども家庭支援課
----	---------------	-----------------------

別表第八第三十二号から第三十四号までの規定中「保健福祉部国保・自立支援課」を「保健福祉部国保・地域共生課」に改める。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。